

## 第Ⅱ章 多機能トイレに関する基礎情報の整理

2-1 多機能トイレ整備の経緯 .....	Ⅱ-1
2-1-1 車いす利用者用便房（ハートビル法施行まで） .....	Ⅱ-1
(1) 国における障害者対策、地方公共団体における福祉のまちづくりの取り組み .....	Ⅱ-1
(2) ハートビル法の施行 .....	Ⅱ-3
2-1-2 交通バリアフリー法からバリアフリー法へ .....	Ⅱ-4
(1) 交通バリアフリーの施行とハートビル法の改正 .....	Ⅱ-4
(2) バリアフリー法の施行 .....	Ⅱ-5
(3) 旅客施設における多機能トイレの整備状況 .....	Ⅱ-6
2-2 多機能トイレに関する基準等の整理 .....	Ⅱ-7
2-2-1 基準に関する概括 .....	Ⅱ-7
(1) 国レベルの基準とガイドライン .....	Ⅱ-7
(2) 国レベルのトイレの整備に関する基準 .....	Ⅱ-8
(3) 地方公共団体における基準等 .....	Ⅱ-8
2-2-2 各施設における多機能トイレに関する主な基準の比較 .....	Ⅱ-10
2-3 多機能トイレの対象者に関するデータの整理 .....	Ⅱ-13
2-3-1 統計データからみる対象者数 .....	Ⅱ-13
(1) 人口数からみる対象者の割合比較 .....	Ⅱ-13
(2) 身体障害者数の推移 .....	Ⅱ-13
2-3-2 統計データ、全国調査からみる対象者 .....	Ⅱ-15
(1) 高齢者：内閣府平成 21 年度高齢者の日常生活に関する意識調査結果より .....	Ⅱ-15
(2) 障害者：身体障害児・者実態調査より .....	Ⅱ-19



## 2-1 多機能トイレ整備の経緯

### 2-1-1 車いす使用者用便房（ハートビル法施行まで）

#### (1) 国における障害者対策、地方公共団体における福祉のまちづくりの取り組み

国における障害者対策は、1981年の国際障害者年に対する10年間の取り組みの後1993年に「障害者基本法」が制定された。

国土交通省の前進である建設省では、公共建築物に関して、大臣官房官庁営繕部が、すでに1973年度からバリアフリー化に取り組んでおり、1975年の「身体障害者の利用を考慮した設計資料」において、車いす使用者に配慮された便所について、移乗方法に応じたさまざまなプランや配置計画の考え方などを明示している。

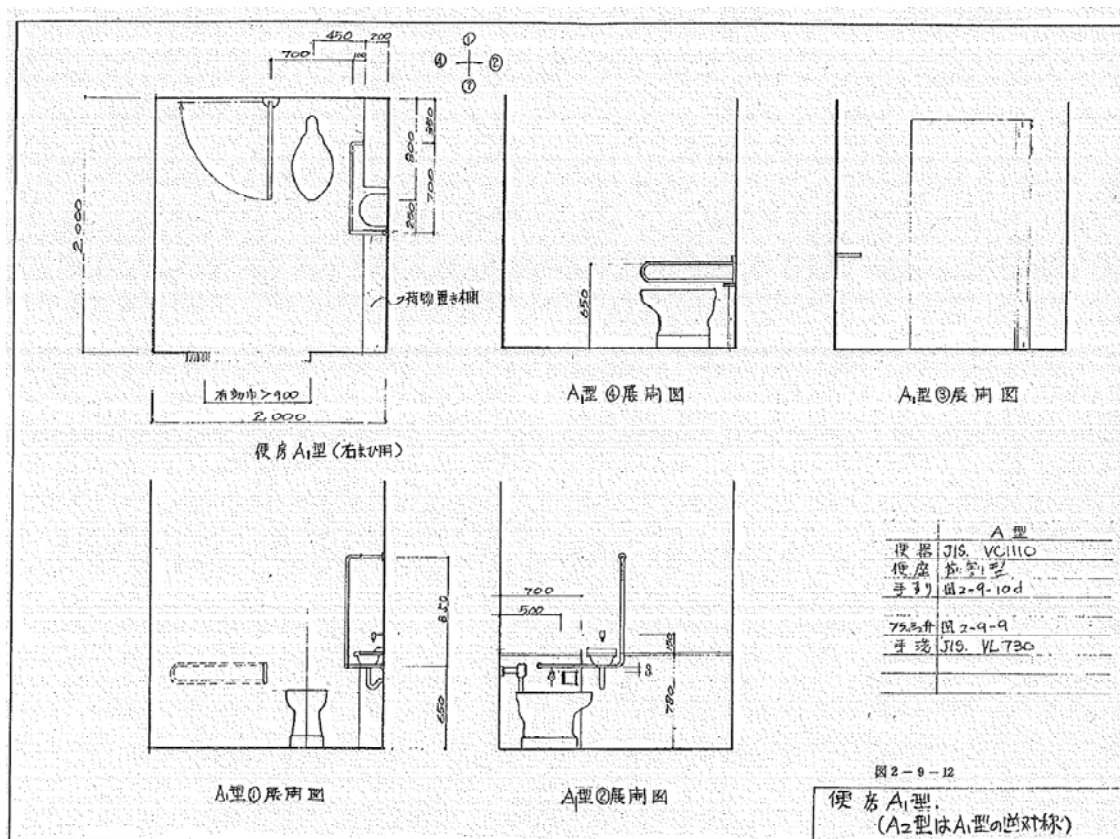


図2-1 「身体障害者の利用を考慮した設計資料」より抜粋

また、公共建築物以外に関しても、1982年に「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」（監修 建設省住宅局建築指導課、編集 社団法人日本建築士会連合会）が作成されている。

一方、地方公共団体においては、福祉のまちづくりの取り組みが1970年代より始まっており、1990年代になると、それまでの福祉環境整備要綱による指導から、「福祉のまちづくり条例」の制定へと移行し、条例に基づく整備基準等が定められるようになった。

整備基準の先がけとなっている「東京都における福祉のまちづくり整備指針」は、1988年に策定されており、公共建築物や公共交通施設、道路、公園などについて、具体的な整備基準を規定したもののとなっている。

大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」が1993年に制定され、条例に基づく都市施設の整備基準や誘導基準を解説した「大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアル」が策定されている。「車いす使用者用便房」とは、車いすが転回できる直径1.5mの円が内接できる2m×2mのスペースを持つものとして解説されている。

車いす使用者用便房の概念が導入され、条例に基づき整備が推奨はされたものの、設置数が少ない上、鍵がかかっていて使えなかったり、利用者がいないということで物置に使われていたり、車いす使用者用便房に対する理解も十分とはいえない時代であった。

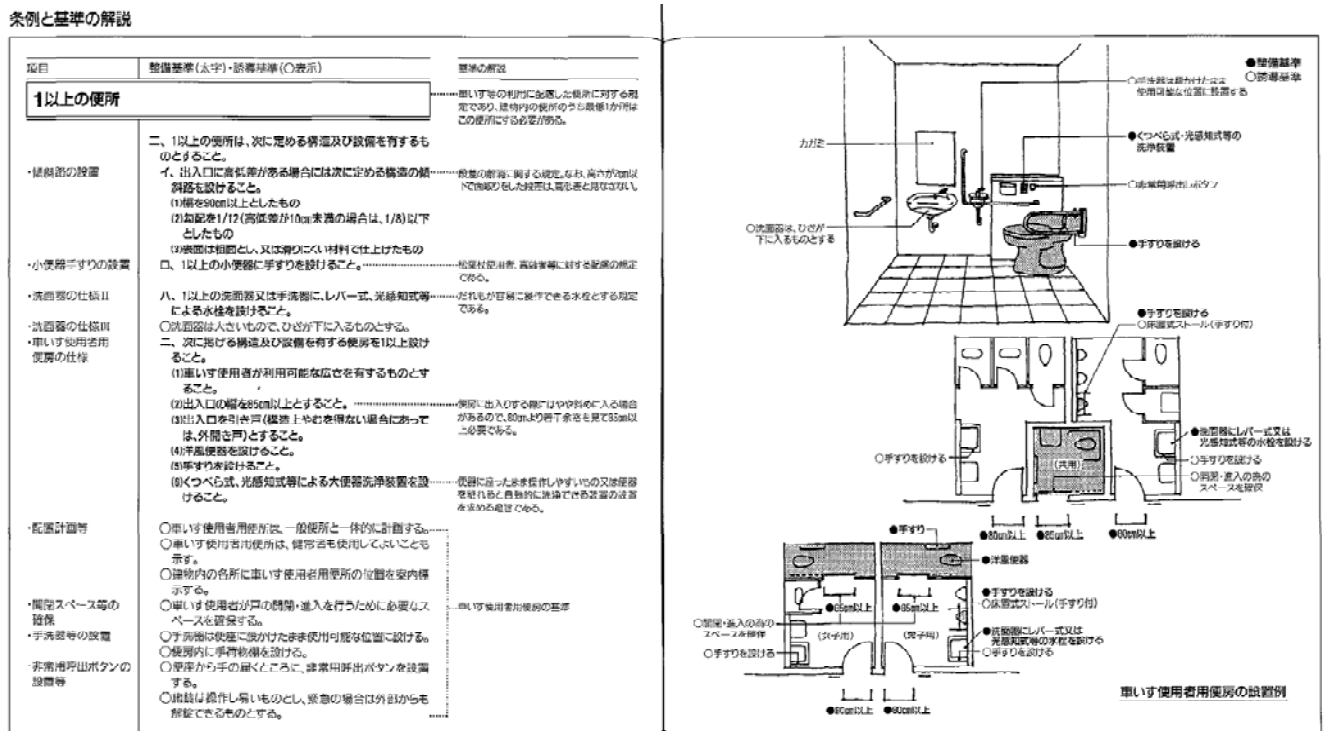


図 2-2 大阪府福祉のまちづくり条例設計マニュアルより引用

(2) ハートビル法の施行

1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という)が施行され、特定建築物(不特定多数の人が利用する施設)に対する基準適合の努力義務が打ち出された。

ハートビル法の立法作業と並行して、「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」についての検討がなされ、同年に発行されている。

この建築設計標準の「便所・洗面所」において、車いす使用者が使用可能な便所の基本寸法は、標準的な寸法200cm×200cmと改築等により制約がある場合の寸法200cm×160cmの2タイプが示されている。

また、現在では推奨されておらず、あまり見かけなくなったアコーディオン式の扉について「あまり望ましくないが、アコーディオン形式とする場合は、内側にカーテンをつける」といった記述や「傾斜鏡」などが掲載されている。

車いす使用者が利用可能な便所・洗面所の設計標準

図-1 便所の基本寸法

200cm×200cmタイプ

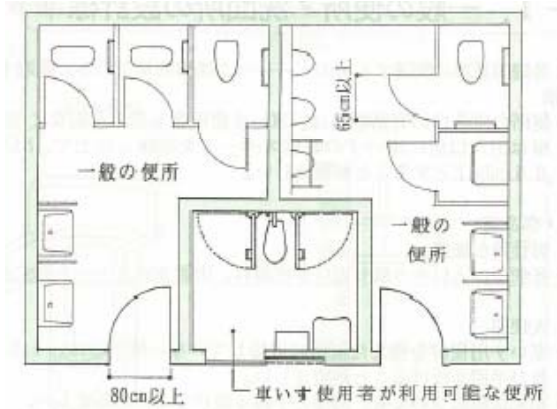
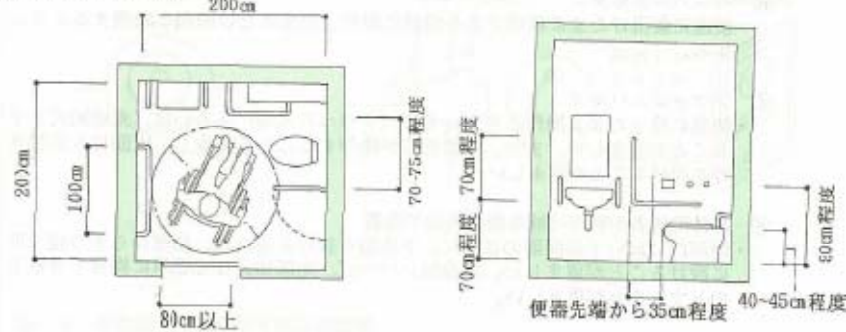


図-2 各備品設置例

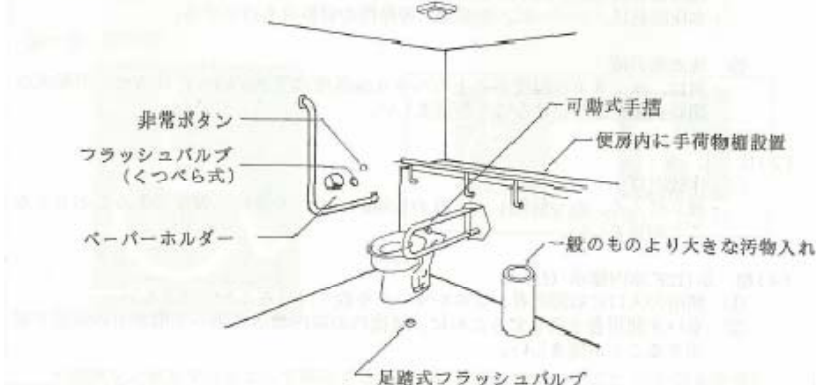


図-4 身体障害者が利用可能な洗面器



図 2-3 高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準 (1994.10) より引用

## 2-1-2 交通バリアフリー法からバリアフリー法へ

### (1) 交通バリアフリーの施行とハートビル法の改正

2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑な促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が施行され、利用者参加を得ながら交通結節点とその周囲の市街地の一体的なバリアフリー化を推進し、モビリティを確保していくことが法律に位置付けられた。

2002年には、特定建築物の範囲拡大（学校、事務所、共同住宅を含む）、利用円滑化基準への適合義務化が盛り込まれた「ハートビル法の改正」がなされている。2003年に発行された「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」（国土交通省発行）では、2.7 便所・洗面所の設計の考え方に「多機能便房」について記述されている。

表 2-1 建築設計標準における「便所・洗面所」の設計の考え方

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（2007（H19））	高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（2003（H15））
<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所のバリアフリー化に際しては、面積的、コスト的な制約、施設用途、及び利用者意識などに配慮し、その設置方法等に工夫が必要である。</li> <li>・便所に関し、<u>従来は車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用便房の設置をまず確保し、さらにオストメイト機能の設置やベッド、チェアの設置を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房の設置を推奨してきたところである。</u></li> <li>・<u>バリアフリー法の制定に伴い、便所におけるオストメイト機能の設置についても義務付け対象に追加されたこと、多機能であることによる車いす使用者からの利用上の不便さを解消するために、また個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう、従来の考え方を一部改め、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) これらの個別機能に応じた専用便房の設置、車いす使用者用便房、オストメイト機能付き便房等利用者のニーズに合わせて便房を設置</li> <li>2) 多機能便房と簡易型機能を備えた専用便房の設置 車いす使用者用便房を多機能化することで機能の集約を図るが、施設用途を十分に考慮し、簡易型機能を併せ設置し、利用しやすさを工夫する</li> <li>3) 多機能便房の設置 施設用途から多機能便房のみ（複数設置の場合も含む）の設置で十分に機能する場合。</li> </ol> </li> <li>・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者等の社会参加を促進する上で、様々な身体機能上の制約を受ける人が利用可能な多機能便房を備えた便所の設置が必要である。</li> <li>・<u>様々な利用者に配慮した多機能便房を設置することが求められる</u>と同時に、多機能便房以外の便所・洗面所においても、高齢者・障害者等が使用可能な整備を行うことが求められる。</li> <li>・<u>多機能便房は、高齢者・障害者等が認識しやすい位置に設け、車いす回転スペース、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、おむつ交換シート等を設置して利用者のニーズに対応することが求められる。</u></li> <li>・障害のある人が便所を利用する際には、便座への移乗の仕方ひとつとっても様々である。1つの多機能便房において全ての利用者に対応することが難しい場合は、1つの建築物内に様々な利用者を想定した多機能便房を分散するといった工夫も求められる。</li> <li>・高齢者・障害者等が容易に認識できるよう位置を表示すること、及び便所のレイアウトや機能に関する情報を表示することが求められる。</li> <li>・便所への経路は、高齢者・障害者等が円滑に到達できるよう配慮する。建築物の用途によっては、同時に多数の車いす使用者が利用する場合もあるため、多機能便房や車いす使用者が利用できる便房を複数設ける必要がある。</li> </ul>



## (2) バリアフリー法の施行

2005年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめ、この大綱において「バリアフリー施策を総合的に展開するため、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度を構築する」との方針が出された。

これを受け、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、2006年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が公布された。

バリアフリー法では、身体障害者の「身体」がなくなり、身体障害者のみならず、知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者が対象となった。トイレに関しては、オストメイト対応の設備の設置が追加されたことが大きな変更点となっている。

表 2-2 建築物におけるトイレ関連基準の変遷

施設等	建築物移動等円滑化基準チェック項目 (H19)	利用円滑化基準チェック項目 (H15)
＜一般＞ 便所 (政令第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	①車いす使用者用便房を設けているか(1以上)
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3)標識を掲示しているか	(3)標識を掲示しているか
	②水洗器具を設けているか(オストメイト対応、1以上)	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	②床置き式の小便器等を設けているか(1以上)
＜同上＞ 標識 (政令第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210Iに適合しているか)	
施設等	建築物移動等円滑化誘導基準チェック項目 (H19)	利用円滑化誘導基準チェック項目 (H15)
＜一般＞ 便所 (省令第9条)	①車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)の便房を設けているか(各階原則2%以上)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3)出入口(当該便房を設ける便所も同様)	(3)出入口(当該便房を設ける便所も同様)
	・幅は80cm以上であるか	・幅は80cm以上であるか
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	(4)標識を掲示しているか	(4)標識を掲示しているか
	(5)車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便房を設ける場合を除く)	
	①床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1%以上)	②床置き式の小便器等を設けているか(各階原則2%以上)
標識 (省令第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
ホテル又は旅館の客室 (省令第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	③車いす使用者用客室(原則2%以上の客室)の便房(同じ階に共用便所がある場合は免除)
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	(1)車いす使用者用便房を設けているか
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	・上記①(1)及び(2)を満たしているか
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便所を設ける便所も同様)	・出入口の幅は80cm以上であるか(当該便所を設ける便所も同様)
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便所を設ける便所も同様)	・出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便所を設ける便所も同様)

### (3) 旅客施設における多機能トイレの整備状況

バリアフリー法に基づき公共交通事業者等は毎年移動等円滑化実績報告書を提出することとなっている。この実績報告書(H23.3.31現在)に基づく、障害者用トイレの設置状況は、鉄軌道駅で83.3%となっている。

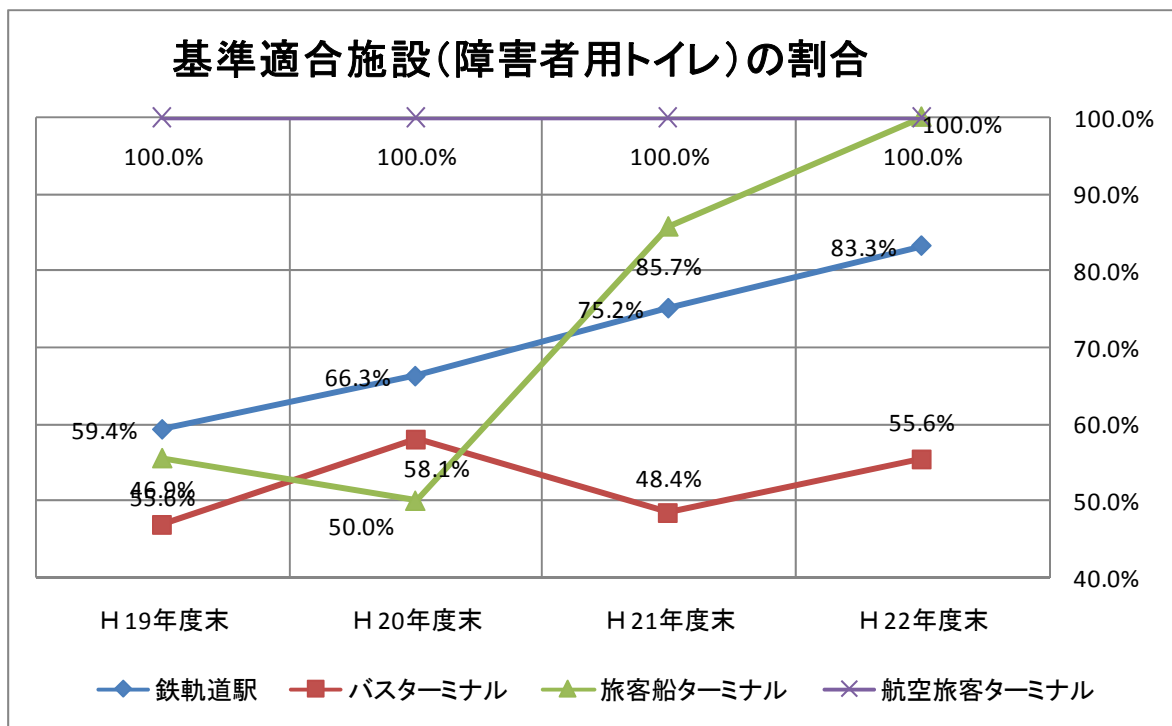


図 2-4 障害者用トイレの設置状況

※対象とする旅客施設は1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上のもので、便所を設置している旅客施設のみ計上。

※障害者用トイレの設置については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13~15条の適合をもって算定。

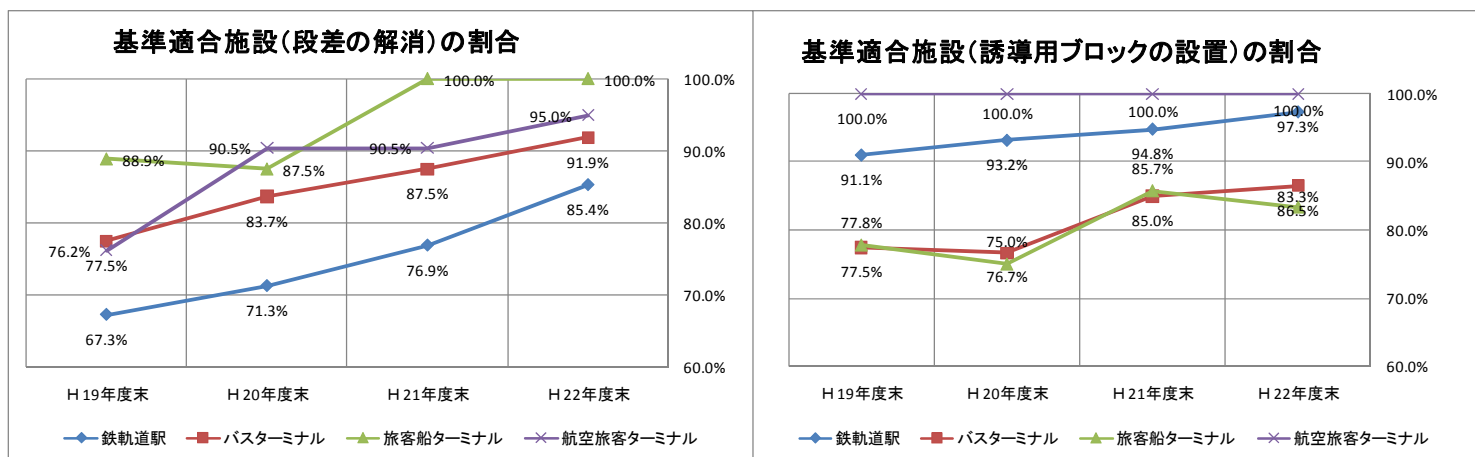


図 2-5 基準適合施設(段差解消・誘導用ブロックの設置)の割合



## 2-2 多機能トイレに関する基準等の整理

### 2-2-1 基準に関する概括

#### (1) 国レベルの基準とガイドライン

バリアフリー法が対象としているのは、「旅客施設及び車両等」、「道路」、「路外駐車場」、「都市公園」、「建築物」であり、これらの施設について新設または改良時の移動等円滑化基準への適合義務、既存のこれらの施設についての基準適合の努力義務が課せられている。

それぞれの施設について、移動等円滑化基準が定められており、守るべき基準に加えて望ましい整備内容を解説した整備ガイドラインが発行されている。

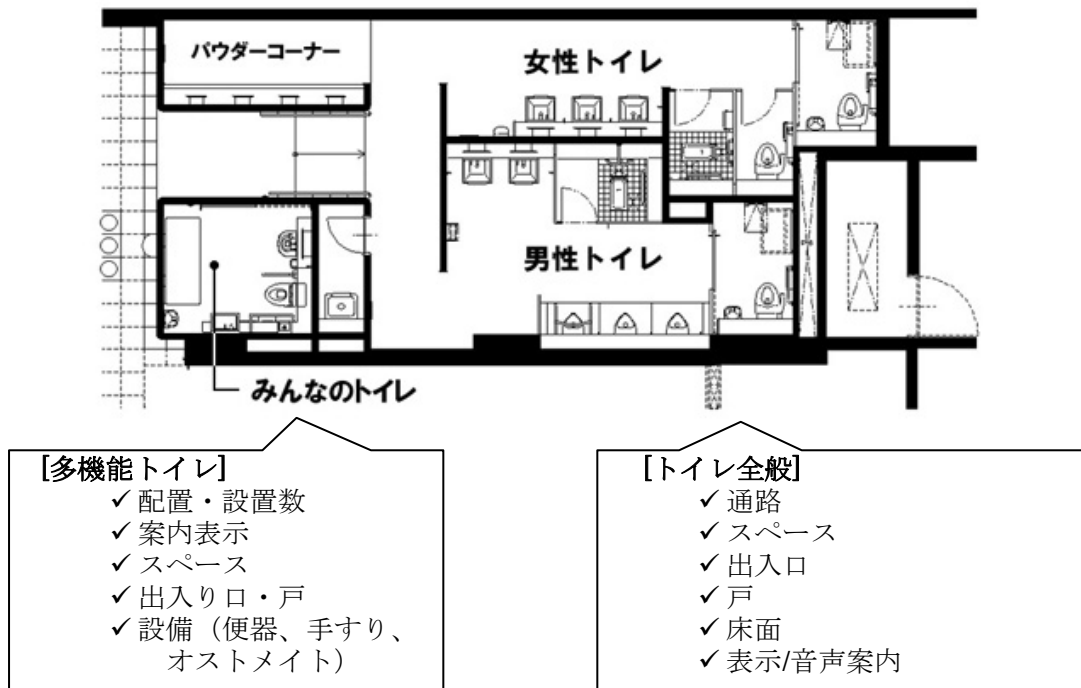
表 2-3 バリアフリー法が対象とする施設の基準と整備ガイドライン

	円滑化基準	基準に基づく整備ガイドライン
旅客施設	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（2006.12）	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（2007.7）
道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（2006.12）	道路のバリアフリー整備ガイドライン（2008.2）
路外駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（2006.12） ※トイレに関しては規定なし	
都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（2006.12）	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（2008.1）
建築物	[建築物移動等円滑化基準] 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（2006.12） [建築物移動等円滑化誘導基準] 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（2006.12）	高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（2007.11）

## (2) 国レベルのトイレの整備に関する基準

移動等円滑化基準に基づく整備ガイドラインにおいては、トイレ全般に対しては、「通路、スペース、出入口・戸、床面、表示/音声案内」について、多機能トイレについて「配置・設置数、案内表示、スペース、出入口・戸、設備（便器、手すり、オストメイト対応）」について規定している。

子ども連れに対する配慮としての、ベビーチェア等に関する規定はないが、例えば旅客施設のガイドラインにおいては、標準的な内容として「乳児のおむつ交換シートを設置」、「トイレ内に1以上、大便器便房内にベビーチェアを設置」という記述がされている。



## (3) 地方公共団体における基準等

バリアフリー法 14 条 3 項においては地方の自然的社会的条件の特殊性により、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、条例で特別特定建築物の追加や規模の引き下げ、必要な事項の追加ができることとされている。

これにより、対象建築物の用途の拡大や規模の引き下げなどを実施している地方公共団体がある。例えば、東京都の「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築バリアフリー条例）」では、特別特定建築物に追加する特定建築物として、共同住宅、保育所、福祉ホームなどが追加されている。

また、子ども連れに対する配慮としての「ベビーチェア」、「おむつ交換のできる設備の設置」がトイレ内の規程として追加されている。

### 【東京都の建築バリアフリー条例】

別表に示す特別特定建築物の規定された面積以上の場合、「ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及びその出入口には、その旨の表示を行うこと」とされている。

○ ベビーチェアのトイレブース内設置（（便所）第7条第2項）

ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及びその出入口には、その旨の表示を行うこと

○ おむつ交換のできる設備の設置（（便所）第7条第2項）

ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）

○ 授乳室の設置（（移動円滑化経路等）第10条第1項ハ）

別表に示す面積が5,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、「授乳及びおむつ交換のできる場所を一以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く）」

表 2-4 東京都 別表第二

	特別特定建築物	面積	
		ベビーチェア	ベビーベッド
	幼稚園		
授	病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る）	200㎡以上	1,000㎡以上
授	集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る）又は公会堂		
授	保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
授	博物館、美術館又は図書館		
	診療所（患者の収容施設を有しないものに限る）	500㎡以上	
授	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		
	飲食店		
	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡以上	
授	展示場		
授	ホテル又は旅館		
	体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場		
※「授」で5000㎡以上の場合は授乳室を設置			

## 2-2-2 各施設における多機能トイレに関する主な基準の比較

多機能トイレの中で高齢者、車いす使用者、オストメイト、子供連れにとって必要とされる機能・設備について、バリアフリー法が対象とする円滑化基準に基づく整備ガイドラインに基づき以下に整理した。

- ・ 便房のスペースの広さや出入口の寸法は、200cm×200cm、有効幅員 80cm を標準としている。
- ・ 建築物と旅客施設においては、オストメイト対応としての汚物流しや温水設備が位置付けられている（道路と都市公園は、解説部分において記載されている）。
- ・ 乳幼児用のおむつ替え設備の設置は、旅客施設と道路では標準的な整備内容、建築物と都市公園では望ましい整備内容として位置付けられている。

表 2-5 多機能トイレに関する主な基準の比較

施設等 機能	建築物（※1）	旅客施設（※2） （○標準的な整備内容、 ◇望ましい整備内容）	道路（※3）	都市公園（※4） （○標準的な整備内容、 ◇望ましい整備内容）
広さ	<p>⑧便房の広さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便房内において車いす使用者が回転して設備・備品等を使用できる広さとする</li> <li>・ 便房全体の標準的寸法は以下の通りとすることが望ましい。</li> </ul> <p>イ 200 cm×200 cm程度： 標準的な寸法（設備によって、必要な広さは変わるので留意する）</p> <p>ロ 200～160 cm×200 cm程度：改築等により建築計画上制約がある場合</p> <p>&lt;2.7.2(1)、2.7.1(1)⑧参照&gt;</p>	<p>（大きさ）</p> <p>○手動車いすで方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には200cm以上×200cm以上のスペースが必要。）。</p> <p>○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車いすで方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には220cm以上×220cm以上のスペースが必要。）。</p> <p>&lt;第一部3.①(多機能トイレ)参照&gt;</p>	<p>6) 多機能便房の大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多機能便房の大きさは、手動車いすの方向転換を考慮して、標準奥行き 200 cm×幅 200 cmを確保するものとする。</li> </ul> <p>&lt;6-10-2(3)6参照&gt;</p>	<p>⑦広さ</p> <p>○多機能便房内の広さは、車いす使用者が設備・備品等を使用できる等、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。</p> <p>◇便房の大きさは内法 200 cm×200 cm以上とすることが望ましい。ただし、街区公園等の小規模な都市公園に限り設置される簡易型多機能便房にあってはこの限りでない。</p> <p>&lt;2-7(4)⑦参照&gt;</p>
出入口	<p>⑨便房の出入口の有効幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として 80 cm以上とする。</li> <li>・ 車いす使用者等の利便性を考慮すると 90 cm以上が望ましい。</li> <li>・ 出入口前には車いすが転回できる空間（140 cm角）を設ける。</li> </ul> <p>&lt;2.7.2(1)、2.7.1(1)⑨参照&gt;</p>	<p>（出入口）</p> <p>○多機能トイレに入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。また、多機能トイレの位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。</p> <p>&lt;第一部3.①(多機能トイレ)参照&gt;</p>	<p>2) 出入口</p> <p>①有効幅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便所の出入口の有効幅は 90cm以上が望ましく、最低でも 80cm以上を確保するものとする。</li> </ul> <p>&lt;6-10-2(2)2参照&gt;</p>	<p>⑤出入口の有効幅</p> <p>○便房の出入口の有効幅は、車いす使用者が通過できるように 80 cm以上とする。</p> <p>&lt;2-7(4)⑤参照&gt;</p>
ドア	<p>⑩便房の戸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者の利用に配慮して、戸は引き戸が望ましく、可能であれば自動式引</li> </ul>	<p>（ドア）</p> <p>○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、</p>	<p>2) 出入口</p> <p>④戸の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便所の出入口に戸を設ける場合、当該戸の有効幅は、90cm以</li> </ul>	<p>⑥戸</p> <p>○多機能便所の戸は、車いす使用者が通過できるように、有効幅 80 cm以上とし、引</p>

	<p>き戸とする。          &lt;2.7.2(1)、2.7.1(1)⑩参照&gt;</p>	<p>自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。          ◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。          ○幅80cm以上とする。          ◇幅90cm以上とすることが望ましい。          ○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。          &lt;第一部3.①(多機能トイレ)参照&gt;</p>	<p>上が望ましく、最低でも80cm以上を確保するものとする。          ・戸の構造は、高齢者、障害者等の円滑な通過を確保するため、高齢者、障害者等が容易に開閉できる構造とするものとする。          &lt;6-10-2(2)2参照&gt;</p>	<p>き戸など、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。          &lt;2-7(4)⑥参照&gt;</p>
鍵	<p>⑪施錠等          ・自動式の場合、施錠操作のしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。          ・手動式引き戸の場合、把手は握り易さを考慮することが望ましい。また、施錠は操作しやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。ことが望ましい。          &lt;2.7.1⑩参照&gt;</p>	<p>(鍵)          ○指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。          (ドア開閉盤)          ○ドア開閉盤は、電動式ドアの場合、車いす使用者が中に入りきってから操作できるようドアから70cm以上離して設置するなど配慮する。高さは100cm程度とする。          ○電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使にくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。          ○使用中である旨を表示する装置を設置する。          &lt;第一部3.①(多機能トイレ)参照&gt;</p>	記載なし	記載なし
汚物流し等	<p>(2) オストメイト用設備を有する便房          ①汚物流し等</p>	<p>(オストメイトの方への対応)          ○オストメイトのパウ</p>	<p>4) 水洗器具          ①水洗装置          ・多機能便房には、オ</p>	<p>④水洗器具等          ○高齢者、障害者、オストメイト等の円滑</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オストメイトの利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を<u>洗浄するための汚物流し</u>、またはこれにかわる<u>洗浄装置を設置</u>する。</li> <li>・洗浄のため<u>温水が出るように</u>することが望ましい。</li> </ul> <p>&lt;2.7.2(4)、2.7.1 (2)①参照&gt;</p>	<p>チやしびんの<u>洗浄ができる水洗装置を設置</u>する。</p> <p>◇水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、<u>汚物流しを設置</u>すると望ましい。</p> <p>◇汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、<u>温水が出る設備</u>を設けることが望ましい。</p> <p>◇水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置することが望ましい。</p> <p>&lt;第一部3.①(多機能トイレ)参照&gt;</p>	<p>ストメイトのパウチやしびんの<u>洗浄ができる水洗装置を設置</u>するものとする。</p> <p>&lt;6-10-2(3)4)7)参照&gt;</p>	<p>な利用に適した構造を有する<u>水洗器具を設置</u>する。</p> <p>&lt;2-7(4)④参照&gt;</p>
<p><b>おむつ替え設備</b></p>	<p>(2)乳幼児等用ベッド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を同伴した者が利用する施設には、乳幼児用ベッド等乳幼児の<u>おむつ替えができる設備を設けることが望ましい。</u></li> <li>・男女それぞれの便所には、乳幼児ベッドを1以上設けることが望ましい。</li> <li>・乳幼児以外の障害児等のおむつ交換ができるよう、必要に応じ大型ベッドの設置も考慮する。</li> </ul> <p>&lt;2.13F.1 (2)参照&gt;</p>	<p>(おむつ交換シート)</p> <p>○乳児のおむつ替え用に<u>乳児用おむつ交換シートを設置</u>する。ただし、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。</p> <p>◇重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式のおむつ交換シートを設置することが望ましい。その場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とする。</p> <p>&lt;第一部3.①(多機能トイレ)参照&gt;</p>	<p>7)その他の付属器具</p> <p>⑤おむつ交換シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児のおむつ替え用に<u>乳児用おむつ交換シートを設置</u>するものとする。ただし、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>&lt;6-10-2(3)7)参照&gt;</p>	<p>④水洗器具等</p> <p>◇乳児連れの人の利用を考慮し、多機能便房内におむつ交換シート等を<u>設置することが望ましい。</u></p> <p>&lt;2-7(4)④参照&gt;</p>

※ <> : 各ガイドラインの条文番号等

※1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成19年度（※2012.3時点で見直し中）

※2 公共交通施設の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 平成19年7月（※2012.3時点で見直し中）

※3 道路の移動等円滑化整備ガイドライン 2008.2改訂版

※4 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 平成20年2月（※2012.3時点で見直し中）

## 2-3 多機能トイレの対象者に関するデータの整理

### 2-3-1 統計データからみる対象者数

#### (1) 人口数からみる対象者の割合比較

多機能トイレを利用する可能性のある対象者として、高齢者、障害者、子ども連れが考えられる。これらの対象者の人数を比較してみると、車いす使用者が含まれる肢体不自由者の 282 万人に比べ、子ども連れが多いことがわかる。なお、この比較は対象人口を便宜的に比べたものであり、実際に外出でき、多機能トイレを利用している人口とは異なることに留意が必要である。

また今後高齢化に伴い、杖や車いす、おむつなどを利用する高齢者の外出が増加することが想定される。高齢者のトイレを利用する頻度が高いことを勘案すると、高齢者の方が使えるトイレの整備が求められる。

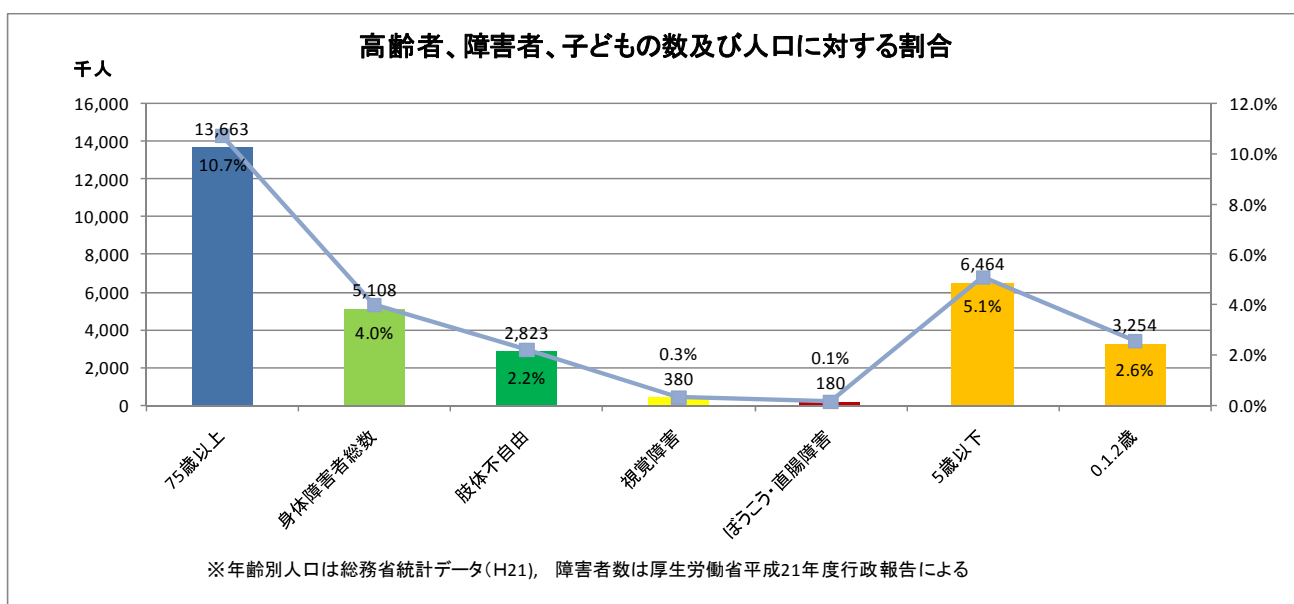


図 2-6 高齢者、障害者、子どもの数及び人口に対する割合

#### (2) 身体障害者数の推移

2009 年度末現在、身体障害者手帳交付登録数は約 510 万人であり、そのうち肢体不自由が約 282 万人 (55.2%) と最も多い。また、約 140 万人いる内部障害者のうち、約 18 万人がオストメイト (ぼうこう・直腸機能障害) である。

2005 年から 2009 年の 5 年間における増減率を見ると、肢体不自由者の増加率 (5.7%) に比べ、内部障害者の増加率 (12.2%) が大きく、そのうちオストメイトは 2 万 7 千人 (増加率 18.0%) が増加している。



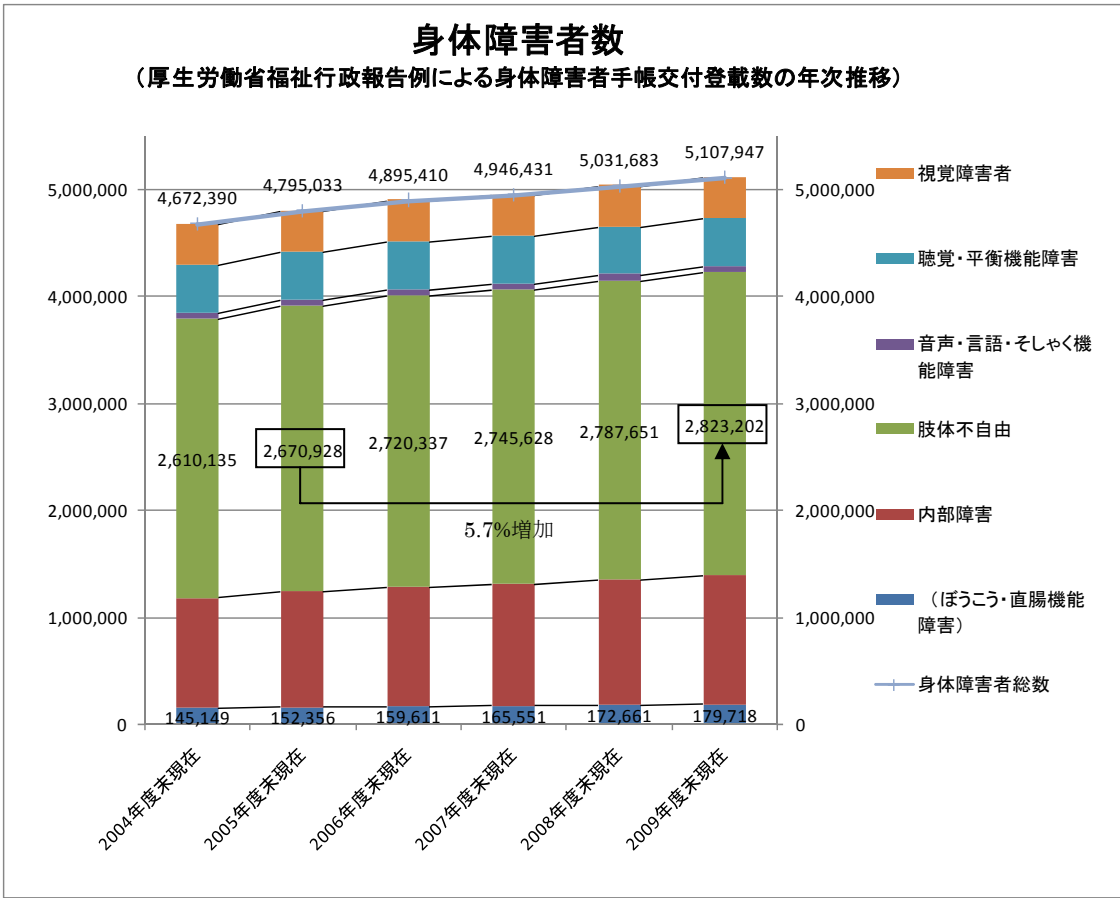


図 2-7 身体障害者数の推移

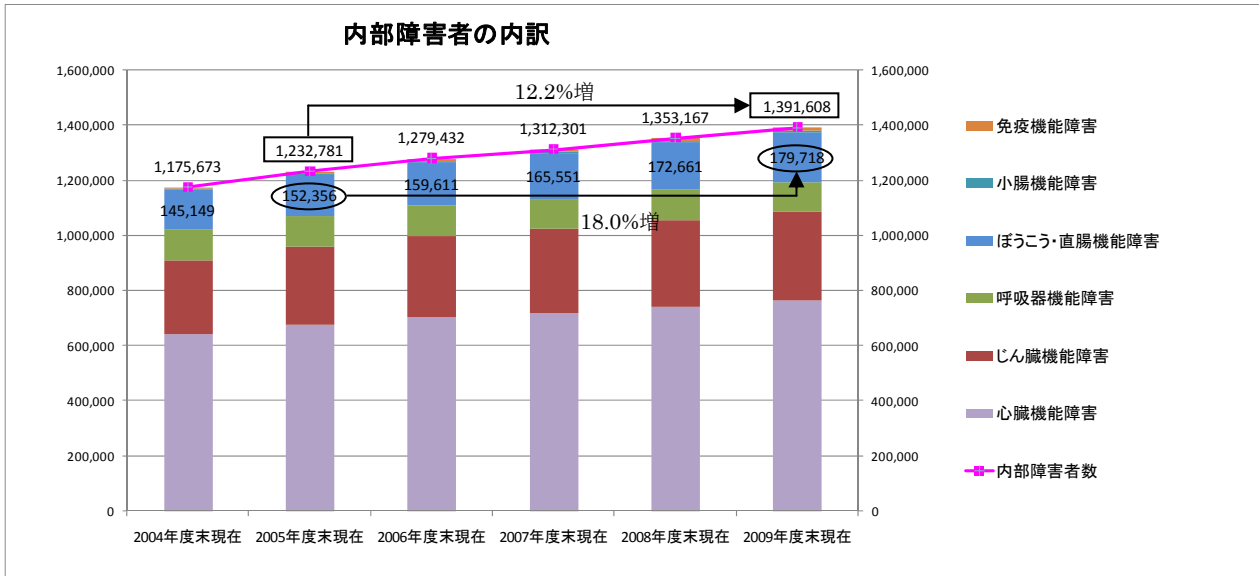


図 2-8 内部障害者の推移

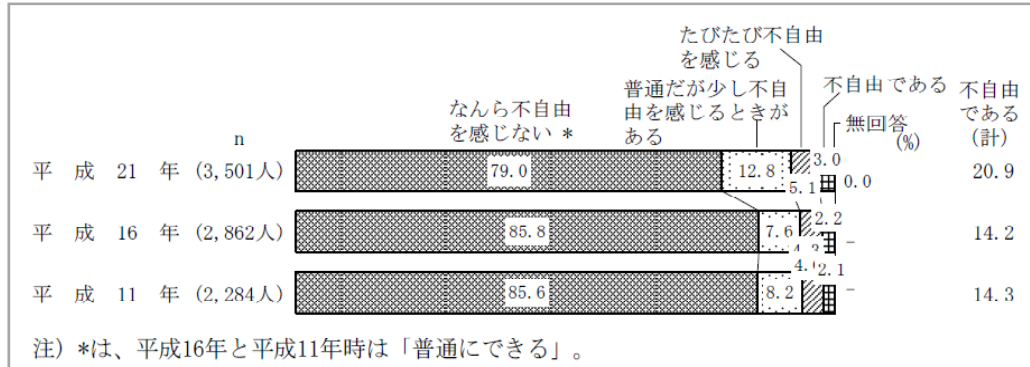
※免疫機能障害、小腸機能障害については、値が小さくグラフ上は表示されていない

### 2-3-2 統計データ、全国調査からみる対象者

#### (1) 高齢者：内閣府平成21年度高齢者の日常生活に関する意識調査結果より

##### ①日常生活を営む上で不自由を感じるときがあるか

- ・ なんら不自由を感じない割合が79%であるが、前回調査より6.8ポイント低くなっている。
- ・ 不自由を感じるのは高齢になるほど割合が高くなる。



	総数	なんら不自由を感じない	普通だが少し不自由を感じる時がある	たびたび不自由を感じる	不自由である	無回答	不自由を感じる (計)
	人	%	%	%	%	%	%
総数	3,501	79.0	12.8	5.1	3.0	0.0	20.9
[性別]							
男性	1,581	81.7	11.6	4.2	2.6	-	18.3
女性	1,920	76.9	13.8	5.9	3.4	0.1	23.1
[年齢別]							
60～64歳	890	88.9	8.0	2.2	0.9	-	11.1
65～69歳	880	87.0	8.2	3.0	1.8	-	13.0
70～74歳	723	79.5	13.1	5.1	2.2	-	20.5
75～79歳	564	69.9	16.3	8.9	5.0	-	30.1
80～84歳	312	59.0	25.3	9.3	6.4	-	41.0
85歳以上	132	43.2	28.8	13.6	13.6	0.8	56.1
[同居形態]							
単身世帯	413	67.8	17.4	9.2	5.6	-	32.2
夫婦二世帯	1,342	82.7	11.5	3.6	2.2	-	17.3
本人と親の世帯	217	86.2	9.7	2.8	1.4	-	13.8
本人と子の世帯	877	77.9	13.5	6.0	2.6	-	22.1
本人と子と孫の世帯	566	78.8	12.0	5.3	3.7	0.2	21.0
その他	84	70.2	15.5	6.0	8.3	-	29.8
[健康状態]							
良い	1,011	95.0	3.8	1.0	0.3	-	5.0
まあ良い	844	85.2	12.0	1.9	0.8	0.1	14.7
普通	935	81.0	13.8	3.7	1.5	-	19.0
あまり良くない	590	51.2	26.3	14.7	7.8	-	48.8
良くない	121	24.0	19.8	26.4	29.8	-	76.0
良い (計)	1,855	90.5	7.5	1.4	0.5	0.1	9.4
良くない (計)	711	46.6	25.2	16.7	11.5	-	53.4

図2-9 日常生活を営む上で不自由を感じるときがあるか

②不自由を感じる時はどんなときか

- ・ 「外出するとき」が57.6%と最も高い。年齢が高くなるほど、割合が高くなる。
- ・ 「排泄をするとき」は8.6%であり、年齢別には、85歳以上の次に75-79歳の割合が高い。

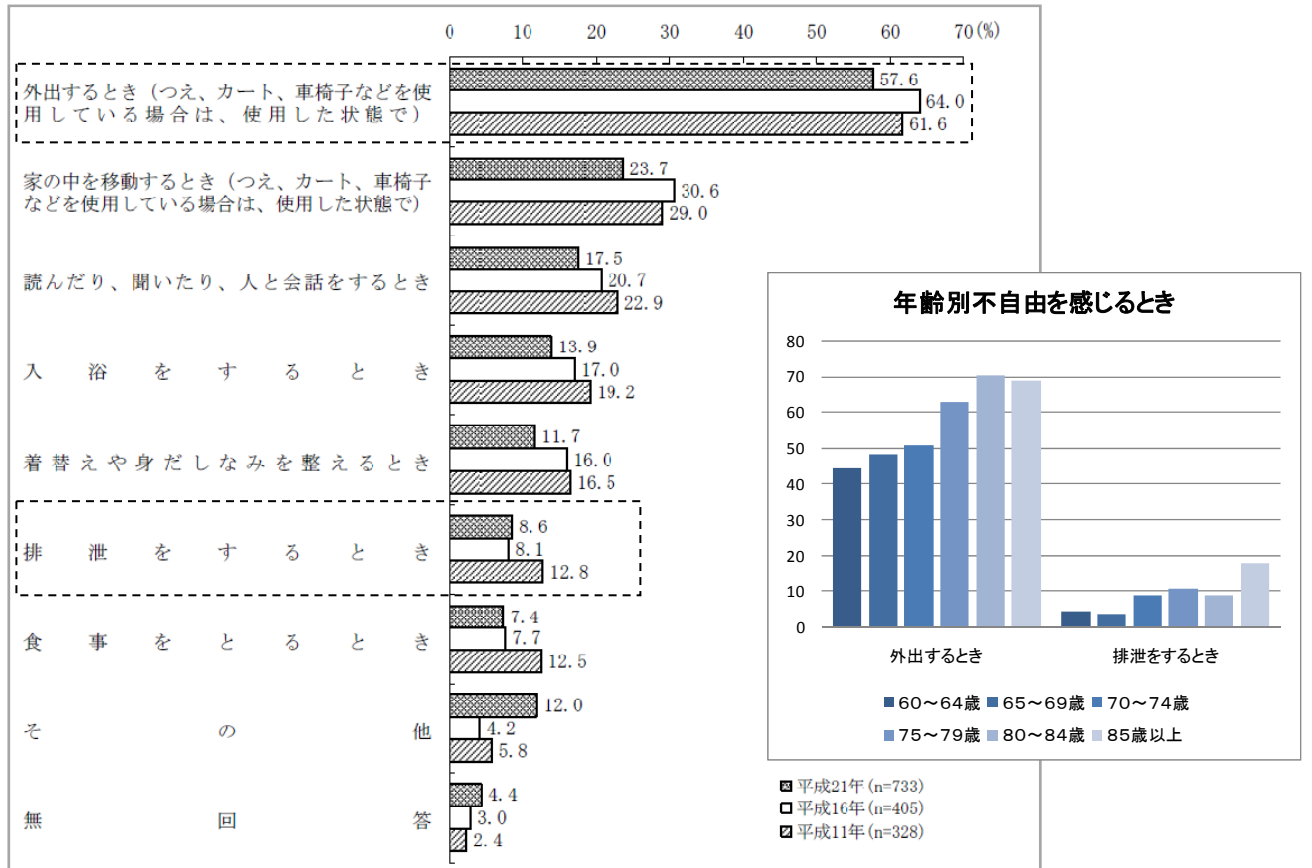


図 2-10 不自由を感じる時はどんなときか

### ③高齢者の外出

- ・ 75歳未満では半数以上が毎日外出しており、年齢が高くなると外出の頻度は低くなる。
- ・ 外出時の障害では、「特にない」の割合が74.1%と前回にくらべ10ポイント以上増加している。
- ・ 「トイレが少ない、使いにくい」は10年前6.7%に比べ半分程度3.6%となっている。

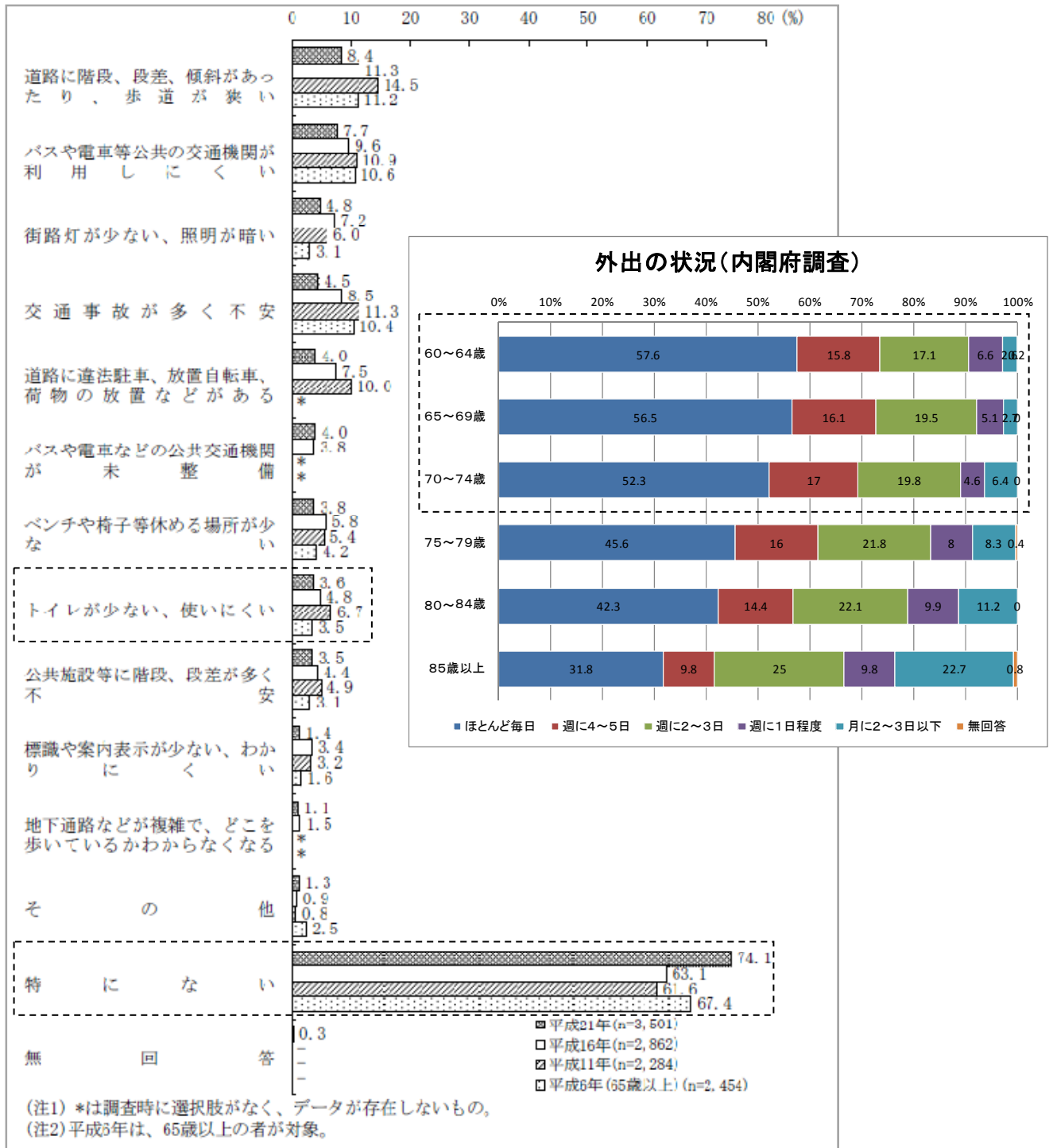


図 2-11 高齢者の外出の状況

(参考：TOTO調査 2011.3)

- ・ 日常生活で不自由を感じる 65 歳以上の高齢者(n=100)のうち、12%は多機能トイレをいつも使う。
- ・ たまに使う人まで含めると 4 割の高齢者がユーザーである。(仮に 75 歳以上人口 13,663 千人の 12%は 1,640 千人、43%は 5,875 千人)

◆調査対象：以下の条件で抽出された高齢者

- ・ 構成：
  - 前期高齢者（65～74 才） 男性 25 人、女性 25 人
  - 後期高齢者（75 才以上） 男性 25 人、女性 25 人      計 100 人
- ・ 居住地：首都圏 40km 圏内居住者
- ・ 身体状況：日常生活で不自由を感じている人

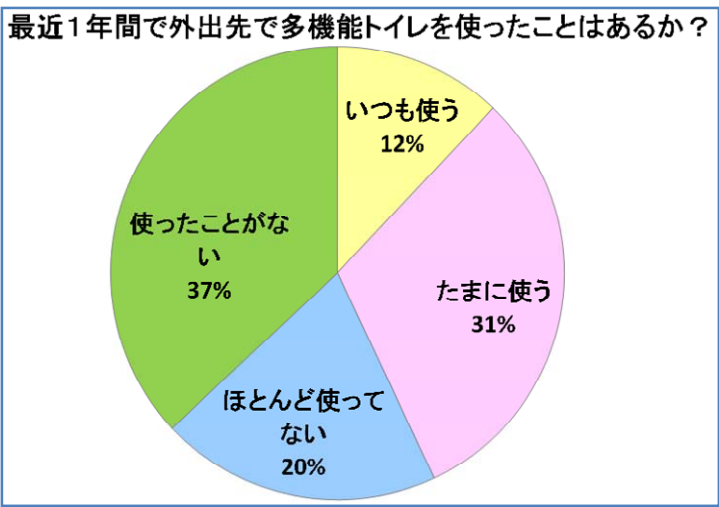


図 2-12 最近 1 年間で外出先で多機能トイレを使ったことはあるか

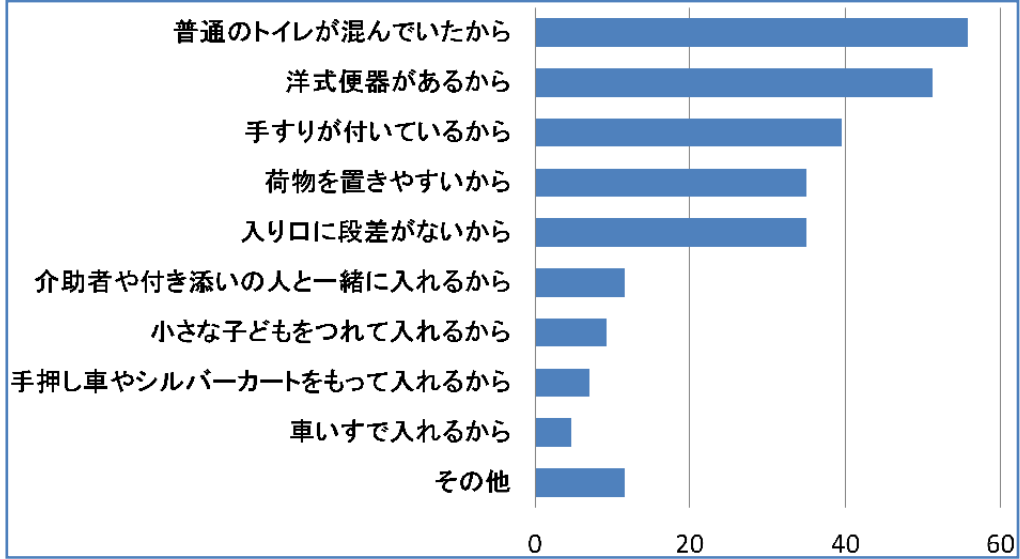


図 2-13 多機能トイレの使用経験コメント内訳

(2) 障害者：身体障害児・者実態調査(平成 18 年度)より

5年ごとに厚生労働省で実施している「身体障害児・者実態調査」<sup>1</sup>の結果から抜粋する。

①年齢と障害の種類

- ・ 肢体不自由者の約半数、内部障害者の半数以上が70歳以上となっている。

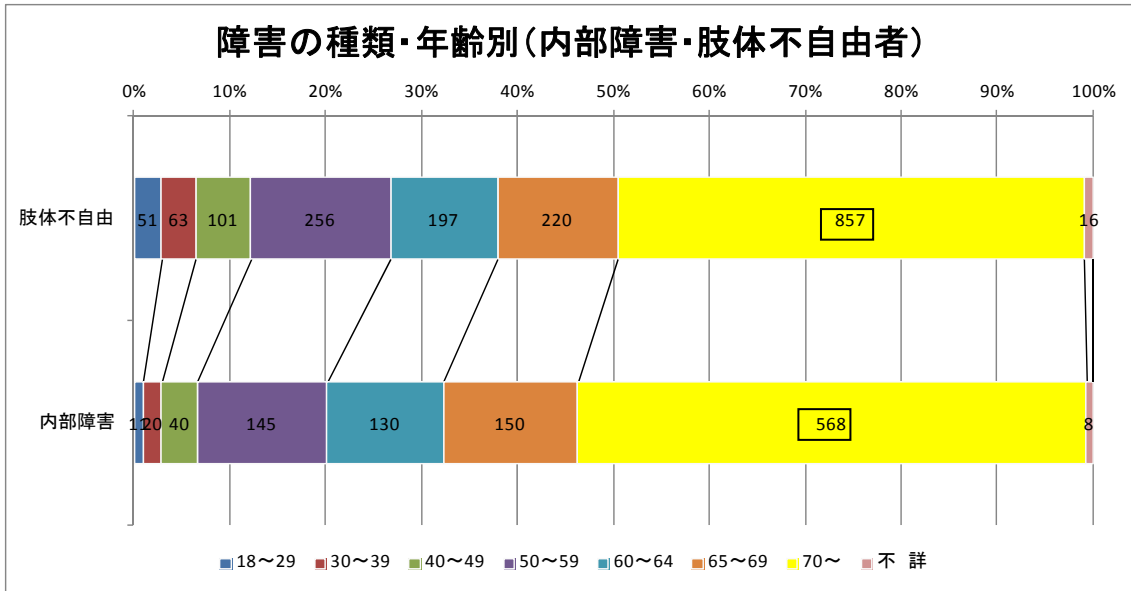


図 2-14 障害の種類・年齢別 (内部障害・肢体不自由者)

②外出の状況

- ・ 肢体不自由者に比べ内部障害者の方がほぼ毎日外出している割合が高く、内部障害を持つ方の7割以上は週2~3回以上外出をしている。

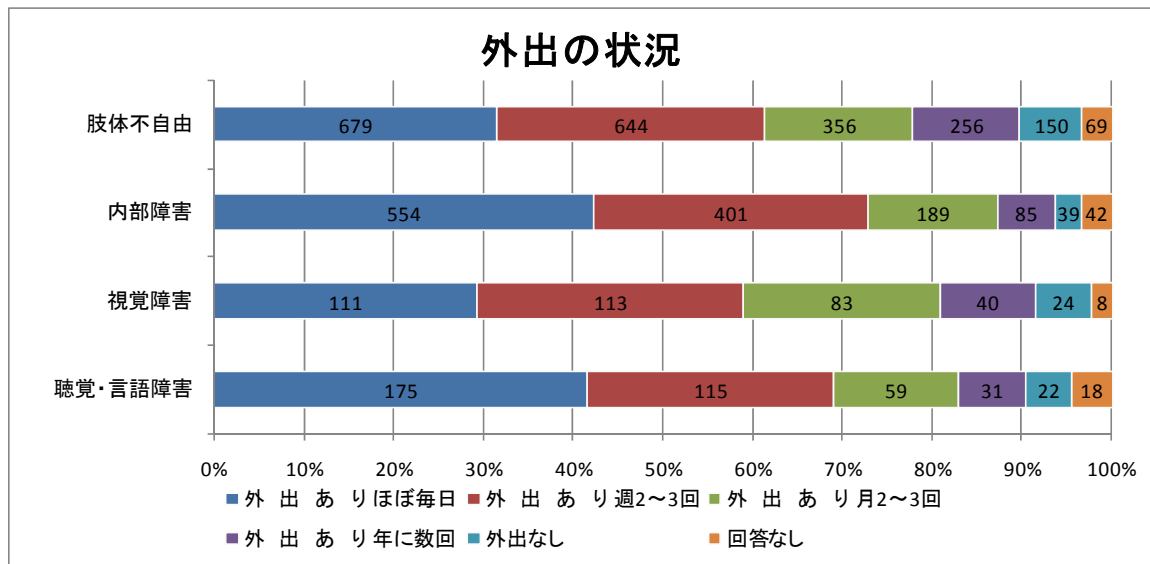


図 2-15 外出の状況

<sup>1</sup>全国の在宅身体障害者(身体障害者手帳所持者及び手帳は未所持であるが身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者)のいる世帯を対象とし、平成 12 年国勢調査区から層化無作為抽出した 2,600 (身体障害児は 9,800) 地区に居住する身体障害者を客体

◆外出するうえで、または外出しようとする上で困ること

- ・ 肢体不自由者も内部障害者も、「外出するうえで、または外出しようとする上で困ること」として、その多くが「乗り物の利用が不便」や「建物の設備が不備」をあげている。

表 2-6 外出する上で、または外出しようとする上で困ること

	総 数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
外出者総数	3,891 (100.0)	347 (100.0)	380 (100.0)	1,935 (100.0)	1,229 (100.0)
困ることや不満に思うことがある外出者総数	1,613 (41.5)	187 (53.9)	157 (41.3)	910 (47.0)	359 (29.2)
乗り物の利用が不便	805 (20.7)	111 (32.0)	53 (13.9)	483 (25.0)	158 (12.9)
公共の場所を利用しにくい	555 (14.3)	93 (26.8)	20 (5.3)	340 (17.6)	102 (8.3)
建物の設備が不備	788 (20.3)	92 (26.5)	23 (6.1)	532 (27.5)	141 (11.5)
人の混雑や車に危険を感じる	635 (16.3)	111 (32.0)	46 (12.1)	364 (18.8)	114 (9.3)
介助者がいない	145 (3.7)	22 (6.3)	10 (2.6)	90 (4.7)	23 (1.9)
経費がかかる	361 (9.3)	41 (11.8)	27 (7.1)	206 (10.6)	87 (7.1)
人の目が気にかかる	179 (4.6)	12 (3.5)	18 (4.7)	120 (6.2)	29 (2.4)
人と話をすることが困難	218 (5.6)	15 (4.3)	99 (28.5)	84 (4.3)	20 (1.6)
外出に必要な情報が得られない	69 (1.8)	14 (4.0)	19 (5.0)	27 (1.4)	9 (0.7)
駅などでの人間関係のトラブル	25 (0.6)	— (—)	6 (1.6)	14 (0.7)	5 (0.4)
不当な扱いを受ける	17 (0.4)	2 (0.6)	1 (0.3)	11 (0.6)	3 (0.2)
行き先を告げなければならない	183 (4.7)	10 (2.9)	21 (5.5)	97 (5.0)	55 (4.5)
その他	187 (4.8)	21 (6.1)	19 (5.0)	88 (4.5)	59 (4.8)
回答なし	26 (0.7)	3 (0.9)	4 (1.1)	11 (0.6)	8 (0.7)

( ) 内は、外出者の障害種類別の総数を100とした場合の割合 (%)